

環循適発第 1901252 号
環循規発第 1901252 号
平成 31 年 1 月 25 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

廃棄物規制課長
（公印省略）

平成 30 年 7 月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について（通知）

平成 30 年 7 月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年環境省令第 2 号）が、平成 31 年 1 月 22 日に公布され、同日施行された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

「平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成 30 年 8 月 10 日公布・環境省令第 16 号）」（以下「特例省令」という。）において、当該措置の対象となる安定型最終処分場に埋め立てることができる一般廃棄物については、「京都府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県又は福岡県の区域内において生じたものに限る。」と定めているところ、今般、災害廃棄物の処理の必要性に鑑み、新たに岐阜県、和歌山県、島根県、山口県及び佐賀県を追加することとした。

第二 改正の内容

特例省令第 2 条第 1 項第 8 号について、「平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄

物（京都府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県又は福岡県の区域内において生じたものに限る。）」の規定を「平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄物（岐阜県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県又は佐賀県の区域内において生じたものに限る。）」に改める。

第三 その他

その他の事項については、「平成30年7月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について（通知）」（平成30年8月10日付け環循適発第1808101号・環循規発第1808101号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）（別添）を参照されたいこと。